

# 休業協力金申請に売上資料が必要です！

5月末までの感染防止対策協力金（4/20～5/31分）に付きます。2019年または2020年の申請が6月7日（月）から受付を開始しました。提出・添付書類が、以前までの県の協力金よりも増えています。

なお下の表では、カラオケ設備利用自粛枠は省略しています。まん延防止・緊急事態宣言期間に、カラオケのみ自粛して昼営業をした飲食店などの場合は民商にご相談ください。

・申請書：今回から店舗別申請額計算書を



2019年または2020年の4～5月の売上高を基に記入します。

基本的に、まん延防止期間は1日2.5万円、緊急事態措置期間は1日4万円で交付額を計算します。（売上が2ヶ月で508万円を超える人は、交付額が増えます）

・誓約書：原則、自書します。

・営業許可書の写し：以前に申請してから更新した場合は、新しい写しが必要です。

・店の外観・内観の写真：外から看板・入り口の写真と、客の飲食する場所の写真、メニューなど提供内容の分かる写真を撮ります。

・休業・営業短縮資料：張り紙やHPを印刷したものです。元々お酒の提供やカラオケのある店は自粛などの文言があるものを提出します。

・確定申告書Bと収支内訳書（白色）決算書（青色）、法人は申告書別表一・事業概況説明書が必要です。

・売上帳簿の写し：2019年か2020年の4月・5月売上のわかる帳場が要ります。

・本人確認書類と振込先口座資料：過去の協力金申請で提出している人は省略できます。

記入や添付資料など、申請で分からないことは民商にご相談ください。

## 尾北民商ニュース

**2021年  
6月14日号**

TEL 0587-54-0524  
FAX 0587-54-1390

	まん延防止等重点措置	緊急事態措置
対象期間	2021年4月20日（火）から5月11日（火）まで[22日間]	2021年5月12日（水）から5月31日（月）まで[20日間]
対象事業者	対象エリア内の営業時間短縮要請を受けた飲食店等を運営する事業者 ※飲食店営業許可又は喫茶店営業許可が必要	対象エリア内の休業要請・営業時間短縮要請を受けた飲食店等を運営する事業者 ※飲食店営業許可又は喫茶店営業許可が必要
営業時間短縮	午前5時～午後9時	午前5時から午後8時まで
主な要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>業種別ガイドラインを遵守</li> <li>県の「安全・安心宣言施設」に登録し、PRステッカーとポスターを掲示</li> <li>カラオケ設備の利用自粛（設備を提供している店舗のみ）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>業種別ガイドラインを遵守</li> <li>県の「安全・安心宣言施設」に登録し、PRステッカーとポスターを掲示</li> <li>終日、酒類及びカラオケ設備の提供の取り止め（酒類の持込みを含む）</li> </ul>
交付額	1店舗1日あたり2.5万円 最大55万円（前年前々年の売上高に応じて加算あり） （要請に応じた日数分を交付）	1店舗1日あたり4万円 最大80万円（前年前々年の売上高に応じて加算あり） （要請に応じた日数分を交付）
申込受付期間	2021年6月7日（月）から7月31日（土）まで （当日消印有効）	

## 6月16日（水）はインボイス学習会！ 昼夜どちらでもかまいません！

午後1時30分～3時（昼の部）

午後7時30分～9時（夜の部）

インボイス廃止の世論と運動を広げるため、上の日程で、「危険な消費税・インボイス制度」の上映学習会を行います。内容は同じなので、都合の合う方にご参加ください。



「インボイスが危ない」「2年後に大変なことになる」とは聞いていても、具体的にどんな不都合かよく分からないという人は、ぜひご参加ください。

民商は一会員10人分の目標で、インボイス反対署名に取り組みます。皆様のご協力をお願いします。